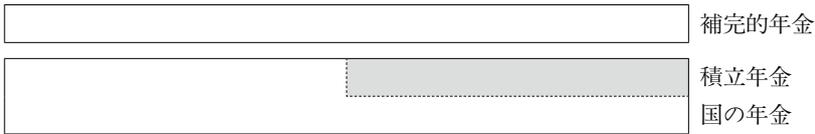


| 国名 | スロバキア |
|----------------------|--|
| 公的年金の体系 |  |
| 被保険者 (◎強制△任意×非加入) | 被用者◎ 自営業者◎ |
| 保険料率 | 18% (積立年金加入者は9%が国の年金に、9%が積立年金に拠出される) |
| 支給開始年齢 | 男性 62歳 女性 2014年度に62歳 |
| 基本受給額 | 平均老齢年金額 338.52ユーロ (2009年9月) |
| 給付の構造 | 国の年金：(個人の平均賃金ポイント) × (加入期間) × (年金指数) 積立年金：(保険料の元利合計) ÷ (数理的年金現価) |
| 所得再分配 | 国の年金は所得再分配機能をもつ |
| 財政方式 | 国の年金：賦課方式 積立年金：積立方式 |
| 国庫負担 | 女性の出産・育児休暇に係る期間 |
| 最低保障 | 最低年金は定められていない |
| 無年金者 | 公的扶助で対応 |
| 公的年金と私的年金 | 公的年金を補完する任意加入の補完的年金制度がある |
| 年金情報 | 積立年金は個人勘定の情報を加入者に通知 |

スロバキアの年金制度

廣瀬賢一 (ILO中東欧地域事務所社会保障専門官)

1. 制度の特色

スロバキア共和国は、1993年のチェコスロバキアの分割独立以来、市場経済への移行を積極的に推し進めており、2004年にEU加盟、2009年にはユーロ通貨圏に加入するなど、西欧先進諸国との差を着実に縮めてきている。

1990年代半ば以降、ポーランド、ハンガリーを嚆矢として、いくつかの中東欧の国々が、民営積立年金制度の導入を柱とする年金制度改革を行ってきた。スロバキアもそうした国々の一つに数えられるが、スロバキアの特徴としては、最も遅い時期に最も大規模な民営化を行った点が指摘される。

2. 沿革

2000年代初頭に、スロバキアの年金制度は大きく変貌した。2003年に成立した社会保険法（法律461/2003）が2004年1月から施行され、2004年には老齢貯蓄年金法（法律43/2004）と補完的年金法（法律595/2004）が成立し、共に2005年1月より施行されている。これらの法律は、いくつかの小幅な改正を経て現在に至っている。

3. 制度体系の概要

スロバキアの年金制度は、次の三つの制度から成る。第一に、国が運営する賦課方式の年金制度、第二に、民間の運用機関による積立年金制度、第三に民間が提供する任意加入の補完的年金制度がある。本稿では前二者に焦点を当てて解説を加える。

年金制度加入者は2009年9月末時点で228万人である。このうち143万人が上記第二に述べた民間積立年金制度に加入している（なお第8項参照）。

2009年9月時点における年金受給者の総計は127万人で、その構成は、老齢年金98.8万人、障害年金20.3万人、遺族年金7.0万人、その他9千人となっている。

4. 支給開始年齢、給付算定方式、スライド方式

4.1 国による年金制度（いわゆる「第一の柱」）

旧法では、支給開始年齢は、男性60歳、女性は子供数に応じて53歳～57歳であったが、現行法では、男女とも62歳に段階的に引き上げていくこととされ、現在、男性は既に62歳、女性は2014年までに引き上げが完了する予定である。

老齢年金の受給権を得るために必要な拠出期間は2003年法で10年間とされていたが、2007年改正により、2008年以降退職する者は15年間とされた。

スロバキアは拠出・給付の基礎となる報酬にポイント制を導入しており、老齢年金は、以下の算定式で計算される。

$$\text{老齢年金額} = (\text{個人の平均賃金ポイント}) \\ \times (\text{加入期間}) \times (\text{年金指数})$$

ただし、積立年金に加入していた期間は、年金保険料の半分が民間年金基金に振り向けられることから、国の年金額算定にあたっては2分の1とみなされる。

上式において、年金指数は、一賃金ポイント・一年当たりの給付単価に相当するが、2009年の額は8.9956ユーロであり、2008年の平均ネット賃金592.81ユーロの1.52%に等しい^(註1)。従って、30年間その時々の平均賃金で拠出した者の老齢年金額は2009年価格で270ユーロであり、2008年の平均ネット賃金と比較した所得代替率は約45.5%である。2009年9月の老齢年金受給者の平均年金額は338.52ユーロである。

年金スライドに関しては、2004年以降、平均賃金上昇率と物価上昇率の平均に基づき改定されている（いわゆるスイス方式）。

4.2 積立年金制度（いわゆる「第二の柱」）

民間積立年金制度の給付要件は国の年金と同じく、15年以上の拠出期間のある62歳に達した者である。

現行法の規定では、給付の範囲は、老齢年金、繰り上げ老齢（早期退職）年金、遺族年金であり、支給形態は生命年金あるいは確定期間付きの生命年金とされている。なお、遺族年金の給付率は、配偶者が60%、子供が一人につき30%である。年金額はスライドされない。

年金額は、年金支払開始時点で個人勘定に積み立てられていた保険料の元利合計額を該当する年金給付の数理的原価率で除することにより定められる。

年金原価率の計算にあたっての基本的な仮定は、生命表と予定利回りの二つであるが、現行法では、金融庁が認可した男女同一の生命表ならびに予定利回りをを用いることが規定されているにとどまり、具体的な数値は与えられていない。積立年金の額は、最低生活基準の60%を上回ることとされているが、この水準をいかにして確保するかは不明である。また、こうした年金給付の責務を負う主体についても明確に定められていない。成熟時には積立年金が国の年金と応分な役割を担うことから、加入者が長期的な生活設計をたてることができるように、年金額が算定される仕組みを国民に十分な事前の周知期間をもって示しておく必要がある。

5. 負担、財源

年金制度を含む社会保険制度の主な財源は保険料である。社会保険庁が徴収する社会保険料率は以下の表の通り。

スロバキアの社会保険料率 (%)

| 制度 | 計 | 被用者 | 雇用主 |
|--------|------|------|------|
| 老齢年金 | 18 | 5 | 14 |
| 障害給付 | 6 | 3 | 3 |
| 医療保険 | 14 | 4 | 10 |
| 傷病給付 | 2.8 | 1.4 | 1.4 |
| 労災給付 | 0.8 | — | 0.8 |
| 失業給付 | 2 | 1 | 1 |
| 社会連帯基金 | 4.75 | — | 4.75 |
| 最低保証給付 | 0.25 | — | 0.25 |
| 総計 | 48.6 | 13.4 | 35.2 |

なお、民間積立年金制度の加入者に対しては、老齢年金保険料率の雇用主分のうち9%が社会保険庁から民間運用機関に移管される。拠出対象となる賃金の上限額は平均賃金の4倍に設定されている(2008年以前は3倍に設定されていた)。

社会保険庁の会計の過去2年間の収支状況は以下の通り。

| | 2008 | 2009(見通し) |
|-----------|---------|--------------|
| 保険料拠出者数 | 241.6万人 | 227.5万人(9月末) |
| 収入 (千ユーロ) | 5,293 | 5,417 |

| | | |
|-------------|-------|-------|
| 支出 (千ユーロ) | 5,071 | 5,806 |
| 収支残 (千ユーロ) | 221 | △389 |
| 累積剰余金(千ユーロ) | 776 | 388 |

2008年には、上記の各制度のうち、老齢年金、障害給付、最低保証給付の三制度が、総額で100万ユーロを超える赤字に陥っている。特に赤字額の98%が老齢年金によるものであり、その主な要因は、保険料の一部が民間年金基金に迂回されたために生じた移行費用(いわゆる二重の負担)である。この赤字額を賄うために黒字である制度の収支剰余金および国有資産の売却益の一部が充てられ、社会保険庁の会計全体として2008年で若干の黒字収支を計上した。

しかし、2009年の見通しによれば、世界経済危機の影響により保険料拠出者が前年比で6%近く減少し、87.5万ユーロの国有資産の移転を加えても収入が微増にとどまったのに対し、支出は14.5%増加し、社会保険庁の会計全体としても39万ユーロの赤字が見込まれている。2009年には積立金を取り崩すことによりこの赤字額は補填される見込みであるが、国有資産からの収入が縮小するなかで、2010-12の予算見通しでは赤字を補うため毎年約150万ユーロ程度の国家予算からの負担が必要となっている。

6. 財政方式

国の年金制度は賦課方式で、民間年金積立制度は積立方式で運営されている。社会保険庁の会計に関しては、毎年の予算編成期に、将来3年間の見通しが作成され、国会に報告される。

7. 制度の企画、運営体制

年金制度の企画立案は労働社会家族省の所管である。金融庁は民間年金基金を監督する。

年金制度の運営は、社会保険庁(SIA)が行う。社会保険庁は、徴収した社会保険料のうち積立年金加入者の保険料を民間年金基金に支払う。社会保険庁の監督機関として、15人の理事から成る三者構成の理事会が設置されている。理事長は労働社会家族大臣が兼務する。

8. 最近の論議や検討の動向、課題（今後の見通し、評価を含む）

2005年から導入された国と民間による二本立ての年金制度の実施をめぐるさまざまな課題がうきぼりになった。ここでは、それらの課題についてまとめてみたい。

(1) 制度企画立案にあたっての課題

第一に指摘すべき点は、民間積立年金制度への加入は、2005年以降の新規採用者は全員が強制加入の対象となるが、制度発足以前の加入者は、年齢等の制限がなく自由に選択されることとされたことである。このような措置がとられたのは、スロバキア政府関係者の説明によれば、先行国のハンガリーやポーランドのように、年齢区分にしたがって義務的加入・選択的加入・非加入の異なる選択肢を与えることは、EU法の年齢差別禁止規定に抵触するおそれがあったためだということである。

第二には、年金保険料率の2分の1に相当する9%が民間積立年金に振り向けられることとなった点があげられる。他国が採ったような漸進的な導入の措置も設けられていない。下表に示すように、スロバキアは、同様な制度を導入した中東欧の国のなかでも民営化の度合いが際立って高い。この政策の決定の背景には、当時民営化を推進していた自由保守政権の強い支持があったといわれている。

また、この点に関連して、年金制度は国民の生活に直接関わるものであるにもかかわらず、制度体系を大きく変更する改革が、十分な国民的合意形成の努力がなされぬままに国会を通過して施行にうつされたことも指摘しておきたい。

中東欧諸国の年金保険料率（2009年）

| | 計 | I | II | IIの割合 |
|-------|-------|-------|------|-------|
| ルーマニア | 28 | 26 | 2 | 7% |
| ブルガリア | 23 | 18 | 5 | 22% |
| ハンガリー | 29.5 | 21.5 | 8 | 27% |
| クロアチア | 15 | 10 | 5 | 33% |
| マケドニア | 21.2 | 13.78 | 7.42 | 35% |
| ポーランド | 19.52 | 12.22 | 7.3 | 37% |
| スロバキア | 18 | 9 | 9 | 50% |

(注) I, IIはそれぞれ、第一、第二の柱の保険料率を意味する。

加入者全員に選択を委ねることを前提に、このように大規模な民営化を一気に行うことは、既に決定している年金の給付に必要な財源を確保する観点からみて、リスクを孕む政策であったと言わざるを得ない。もし、予測を上回る数の年金制度加入者が積立年金を選択すれば、国の制度に納められる保険料収入が現在の年金給付費の支払いに不足する可能性が出てくる。一方で、ユーロ導入のために満たすべき基準の一つとして、単年度財政赤字をGDPの3%以内に抑えるという目標の達成が求められていた。政府は当時、年金制度の移行費用を国有資産や国営企業の売却による歳入で賄うとしていたが、実際には第5項で述べたように他の社会保険制度の剰余金も使われてきた。

(2) 制度実施にあたっての課題

積立年金制度の実施にあたり、政府は、十分な運用成果をあげるに必要なとおもわれる30年間以上加入することができる者（実質的には35歳未満の者）にこの制度を推奨し、約30万～80万人の加入を想定していた。実際ふたをあけてみると、当時の260万人の年金制度全加入者のうち、150万人が積立年金の加入を選択し、その4分の1以上が40歳以上であった。

このように目標以外の年齢層の国民が多数積立年金制度を選択するという行動をとった背景には、制度の仕組みに関する十分な理解の欠如と社会主義体制からの変化を欲する国民の心理があったと推測される。実際、国に徴収される保険料の一部が自らの個人勘定に積み立てられる、また、死んだ場合積み立てた全額が一時金として遺族に支払われる、といった点が、民間年金基金の宣伝・勧誘の影響もあって、多くの人の関心を惹き付けたと考えられている。

一方、積立年金の導入が未登録事業所や未納者を減少させ、制度加入率を上昇させたことを実証する結果は得られていない。また、寡占状態の民間積立年金の市場を、公正な競争の下に効率的に機能させるための政府の監督能力も問われている。

(3) 年金制度を巡る最近の動き

2007年には、現社会民主政権の下で、年金制度の基礎としての社会連帯（世代間連帯）を強化すると

の基本方針の下で、現行の年金制度の問題点を解決する策が検討された。当初は、保険料の第一、第二の柱への分割を現行の9%：9%から12%：6%に変更する案が検討されたが、野党と民間年金基金の強い反対により合意が得られなかった。最終的に採られた方法は、2008年の1月から6月の期間、加入者全員に再選択の機会を与えることであった。政府は制度の内容を周知するためのパンフレットを加入者に送付した。その結果、10.7万人が積立制度から国の制度一本に変更した一方、2.3万人が新たに積立年金制度に加入した。

2008年末に起こった経済危機の影響はスロバキアにも及び、民間積立年金制度の年金資産は10%以上の損失を出した。これを機に、再び2008年11月15日から2009年の6月末までの期間、加入者に制度の変更の機会が与えられ、その結果、6.6万人が国の制度に変更し、1.4万人が積立年金に加入した。

これまで二回にわたる再選択期間を通じて、制度を変更したのは、差し引きで、積立年金加入者全体の1割未満にとどまった。

おわりに

スロバキアの年金改革とその実施をめぐる経緯をみると、人口高齢化が不可避な状況でいかに適切な給付水準を確保しながら制度を長期的に維持可能なものにしていくかという本筋の議論が十分になされず、年金制度の民営化をめぐるイデオロギー対立に終始してきた感がある。今後、社会保険制度の財政状況が厳しさを増すなかで、スロバキアが、国民的議論を通じて問題点の解決策を探っていくことが期待される。

.....

〈注〉

(注1)2008年の平均グロス賃金は723.03ユーロ、平均ネット賃金は592.81ユーロである。スロバキアクローナからユーロへの換算には、Euro 1=SKK30.126が用いられた。

(注2)本稿の執筆にあたっては、以下の報告書を参照した。

ILO, Technical notes on the pension system in the Slovak Republic : 2008 updates